研修会後の追加資料

設例１の判例

(1) 大阪高判

真実の土地境界線と異なる境界線が協定された場合と右両境界線の中間土地についての所有権移転の有無（積極）

文献番号】 ２７４０２３６７
【文献種別】 判決／大阪高等裁判所（上告審）
【裁判年月日】 昭和３８年１１月２９日
【事件番号】 昭和３８年（ツ）第６０号
【事件名】 立木所有権確認等請求上告事件
【判示事項】 〔下級裁判所民事裁判例集〕
　真実の土地境界線と異なる境界線が協定された場合と右両境界線の中間土地についての所有権移転の有無（積極）
【裁判結果】 棄却
【裁判官】 小野田常太郎　柴山利彦　下出義明
【掲載文献】 下級裁判所民事裁判例集１４巻１１号２３５０頁ＰＤＦ表示（約 172Kバイト／4 ページ）
【参照法令】 民法６９６条
【被引用判例】（当判例を引用している判例等）
高知地方裁判所　平成３年（ワ）第２８８号
平成　７年　５月２２日

《全 文》

【文献番号】２７４０２３６７

立木所有権確認等請求上告事件
大阪高等昭三八（ツ）第六〇号
昭三八、一一、二九判決
上告人　河田猶蔵
被上告人　宮下市郎

主　　文

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人の負担とする。

理　　由

　本件上告理由は別紙の通りであり、これに対する当裁判所の判断は次の通りである。
第一及び第七点について。

原審が、被上告人は本件係争地上の立木伐採に先立つ昭和二九年三月頃、訴外霜尾重太郎との間で、被上告人の所有地（二八七番地）と右訴外人所有地（二八五番地）の境界を、原判決添付図面（ハ）（ニ）（ホ）（ヘ）を順次結んだ線と定め、同年七月その旨記載した書面（乙第一号証）を作成し、更に同三三年六月二六日、舞鶴簡易裁判所において、右と同趣旨、及び、仮に右両地の真実の境界が右図面（ハ）（ト）（リ）を順次結んだ線であるとすれば、同訴外人は同日限り右協定線より東側の土地（本件係争地）を被上告人に対し譲渡する旨の和解をした事実を認定し（原判決挙示の証拠によれば右事実を肯認することができる。）、従つて、仮に本件両地の境界線が上告人主張の通りで、上告人が本件係争地上の立木を前記訴外人から買受けたとすれば、同訴外人は本件立木を上告人と被上告人の双方に対して譲渡したことになるものであるところ，上告人が立木所有権取得につき明認方法等の対抗要件を具備したことについては、なんらの主張立証もないから、結局上告人は自己の所有権取得をもつて被上告人に対抗し得ない旨判示していることは、原判決理由の記載によつて明かである。而して原審は、前記協定線を協定した際既に裁判上の和解と同趣旨の仮定的所有権譲渡がなされ、裁判上の和解によつてこれを更に確認した事実を認定しているものであることは、判決全部を通読して窺われるところであつて、土地の境界線が協定された場合において真実の境界線と協定線が相違しているときは、特別の意思表示がない限り、両境界線にはさまれた土地は一方から他方へ譲渡される暗黙の合意がなされていると認めるのが相当であるから、原審が右の趣旨で、上告人の本件立木所有権が被上告人に対抗できないと判断したことに違法な点がない。

上告人は、原判決言渡後前記二八五番地の土地について所有権移転登記を受けたからこれによつて対抗力を具備したと主張するけれども、上告人が原審において右主張をしていないことはその主張自体からみて明かなところであるから、右主張は本件についての上告理由としてこれを採用することができない。

第二、第三、及び第六点について。

右各論旨は、いずれも原審が適法になした証拠の取捨、ないし、事実認定を攻撃するに帰し採用することができない。

その余の上告論旨は、いずれも上告理由となり得ないことはその主張自体からみて明かであるから、これを排斥する。

よつて、本件上告を棄却し、上告費用の負担について民事訴訟法第九五条、第八九条を適用して、主文の通り判決する。

（裁判官　小野田常太郎　柴山利彦　下出義明）

別紙

上告理由

一、被上告人との間に和解が出来たとあるが、道義として如何にして明認方法及び対抗要件を具備していないからと云つて、訴外霜尾重太郎との間に出来た契約事項を無視すべきでない。之に依りても先取権主張さるべきである。

二、壱号証地図について

昭和三八年三月（レ）第八八号立木所有権判決事実文中境界は地図の如きである事が確認されている。

三、訴外霜尾重太郎との間に和解が出来たとあるが、かゝる事実は道理としてみとめる事が出来ない。

右は口答にて弁明立証する。

四、乙第壱号証の成立は、認める事が出来ない。

五、乙弐号証の写真は本人が写した事が察しられる。地図について、はみとめる事が出来ない。

六、上告人と被上告人との間において、昭和三五年五月被上告人宮下市郎と和解出来たが、

内契約事項中（口答にて）訴訟費用賠償については判決後示談にてなすと云ふ事で和解した証拠物が四号証である。
　右に依りて昭和三三年舞鶴簡易裁判所にて訴外霜尾重太郎との和解条件は宮下市郎の意志に依りて無効たる事が四号証に依りて立証出来る次第である（四号証と記載しているのは甲第六号証の誤記であろう。）
　判決事項については被上告人宮下市郎の意志及び上告人との間において（口答にて）出来たものである。
七、本件（レ）第八八号立木所有権確認等請求事件判決理由文（四頁参照）所有権取得につき対抗要件を具備していないとあるため土地所有権取得を以つて対抗要件を具備のため土地所有権移転登記をなした次第である。
　右を以つて被上告人との対抗要件の具備とする。
八、本件について代理弁護人の出廷は拒否する理由一、二、三、四等の事項を明かにしたい。和解について訴外人宮下久兵衛、同妻みねの横領意志がつよい為判決を要望する次第である。
九、境界明認方法としては舞鶴簡易裁判所昭和三八年四月（ハ）第一七号境界確定の訴として訴訟中である。

(2) 大阪高判

境界契約により土地所有権の範囲を認定した事例

【文献番号】 ２７４３１９５０
【文献種別】 判決／大阪高等裁判所（控訴審）
【裁判年月日】 昭和５７年　２月　９日
【事件番号】 昭和５５年（ネ）第４９５号
【事件名】 建物収去土地明渡等請求控訴事件
【判示事項】 〔判例タイムズ（判例タイムズ社)〕
　境界契約により土地所有権の範囲を認定した事例
【裁判結果】 棄却
【上訴等】 上告
【裁判官】 小西勝　大須賀欣一　吉岡浩
【掲載文献】 判例タイムズ４７０号１３６頁ＰＤＦ表示（約 421Kバイト／3 ページ）
【参照法令】 民法２２３条
【備考】 第一審　大阪地裁昭和５０年（ワ）第７７５号
【被引用判例】（当判例を引用している判例等）
高知地方裁判所　平成３年（ワ）第２８８号
平成　７年　５月２２日

《全 文》

【文献番号】２７４３１９５０

建物収去土地明渡等請求控訴事件
大阪高裁昭五五（ネ）第四九五号
昭５７・２・９第三民事部判決

理　　由

一　控訴人が昭和四六年頃大蔵省から大阪市城東区今福南二丁目一一〇番六及び同所一一一番六の土地を買受けたこと、本件係争地一の土地上に控訴人所有建物が存在することは当事者間に争いがなく、〈証拠〉によると、請求原因１の事実及び右一一一番六の土地はその北側において同所一一二番の土地と接していることが認められる。

二　そこで、右一一二番と一一一番六の土地の境界線が被控訴人ら主張の原判決別紙図面表示のイ点とニ点を直線で結んだ線であるか否かについて判断する。〈証拠〉によると、次の事実が認められる。

大蔵省は昭和二二年八月訴外筧伝から一一一番の土地を、次いで昭和二五年八月同人の相続人筧隆夫から右土地に南接している一一〇番の土地をいずれも相続税の物納としてその所有権を取得し、昭和三一年六月六日測量士楯岡稔に右各土地の測量図（甲第三号証）を作成させ、同図面に基づき東西に細長い長方形の形の一一〇番、一一一番の土地を一一〇番一ないし八、一一一番一ないし八に分筆した。右図面によれば、一一〇、一一一番各一の土地の西端線から一一〇、一一一番各八の土地の東端線までの距離は一八間八八（三四・三六メートル）、一一〇番一ないし八の土地の南端線から一一一番一ないし八の土地の北端線までの距離はいずれも三間三六（六・一一メートル）、一一〇番一ないし八の土地の面積合計は五六坪（一八五・一二平方メートル）、一一一番一ないし八の土地の面積合計は七坪四八（二四・七二平方メートル）である。右測量図を作成し右分筆する際、一一〇、一一一番各五の土地上にあつた同所家屋番号五五四番三の建物は原判決別紙図ニ、ホ、Ｇの直線（右甲第三号証の図面に基づく一一一番五の土地の北端線）より約五五センチメートル北側までぬれ縁及び軒先が作られており、一一〇、一一一番各一ないし四、六ないし八の土地上の建物も右直線より北側の土地に若干はみ出ていた。右甲第三号証の図面の一一〇、一一一番各一ないし八の土地の東西の距離一八間八八（三四・三六メートル）は、一一〇、一一一番各一の土地上の建物の西端から一一〇、一一一番各八の土地上の建物の東端までの距離にほぼ一致し、建物の現況に合致する。一一〇、一一一番各一ないし八の土地の実測面積と公簿面積は一致するのに対し、一一二番の実測面積は約四六三・一五平方メートルであつて、公簿面積四二三・一四平方メートルより約四〇平方メートル広い。

以上の事実が認められ〈る。〉

右事実によれば、一一〇、一一一番各一ないし八の土地の南北の距離三間三六（六・一一メートル）は、右公簿面積合計六三坪四八（二〇九・八五平方メートル）を東西の距離一八間八八（三四・三六メートル）で除して算出したことが推認される。

一一〇、一一一番各一ないし八の土地上の建物は建築当初は甲第三号証の図面に基づく一一二番の土地との境界線より南側にあつたのが、その後の増築により右境界線より北側にはみ出たとする原審証人岡本隆良の証言及び原審における被控訴人岡本喜代子本人尋問の結果は、その内容が具体的でなく、かつ、当審における被控訴人岡本喜代子本人尋問の結果及び当審における検証の結果に照らし措信できない。また、増築前の建物の旧軒先が原判決別紙図面ニ、ホ、Ｇ線上にあることを認めうる証拠はない。

〈証拠〉を総合すると、大蔵省は甲第三号証の図面に基づき一一〇、一一一番各一ないし四、七、八の土地を払下げたこと、被控訴人らの父岡本新三郎及び被控訴人岡本喜代子は右図面が作成された後の昭和三二年一一月頃から右一一〇、一一一番各一ないし四の土地上に建物を所有していた松田両次、武原睦治、晋山達夫、新城ツルに対し、昭和四一年頃からは、控訴人が一一〇、一一一番各六の土地上に所有していた旧建物の前所有者佐野恭治に対し、同人ら各所有の建物が右図面に基づき一一二番の土地にはみ出ている部分の

土地を賃貸し、賃料を受領したこと、被控訴人岡本喜代子は昭和四五年右武原、晋山に賃貸している土地の範囲を明確にするため、近畿財務局財産二課の常元武志に立会つてもらい、右図面を基に測量し、同図面上の距離でもつて大蔵省が右武原、晋山に払下げした土地と一一二番の土地との境界を確認し、右被控訴人はその境界より建物が北側にはみ出ている部分を従前どおり賃貸したこと、その他の被控訴人二名及び森脇も右境界確認について被控訴人岡本喜代子に一任し、その結果を了承したこと、大蔵省は昭和四五年一二月八日一一〇、一一一番各五の土地を被控訴人岡本喜代子に、昭和四六年一〇月二三日一一〇、一一一番各六の土地を控訴人に甲第三号証の図面に基づき同図面を現地にあてはめた範囲の土地を売却し、一一〇、一一一番各一ないし八の土地の払下げをすべて完了したことが認められ、右認定に反する原・当審における控訴人本人尋問の結果は前記証拠に対比して措信できず、他に右認定を左右する証拠はない。

右のように大蔵省、被控訴人ら及び森脇、土地の払下げを受けた右武原晋山らは一一一番一ないし八の土地と一一二番の土地との境界は右図面に基づき一一〇番一ないし八の南端の東西線から北へ三・三六間（六・一一メートル）のところの東西線であることを承認していたことが認められるが、右図面そのものが前記のように公簿面積のみを根拠とし、隣地の一一二番の実測面積と公簿面積との差異や一一〇、一一一番各一ないし八の土地上の建物の北側の位置を考慮しないものであるから、同図面を基に境界を定めるには合理性がなく、また、右図面に基づく境界が境界として承認されてきたとしても、合意によつて境界が移動することはないから、右承認を根拠に境界を定めることもできない。

以上によれば、一一二番と一一一番六の土地の境界は原判決別紙図面表示のイ点とニ点を直線で結んだ線より北側にあると考えるべきであるが、右境界が右図面表示のロ点とハ点を直線で結んだ線より南側にあると認めうる証拠はないから、結局本件係争地一が一一二番の土地に含まれるということはできない。

三　次に、被控訴人ら三名及び森脇が大蔵省との間で境界契約をし、これにより本件係争地一の土地の所有権を取得したかについて判断する。

前記認定のように、大蔵省は甲第三号証の図面に基づき一一〇番一ないし八の南端の東西線から北へ三・三六間（六・一一メートル）のところの東西線を一一二番と一一一番一ないし八の土地の境界と考え、右境界より南側の一一〇、一一一番各一ないし八の土地を右図面に基づきすべて払下げし、被控訴人ら及び森脇も右境界線を境界として承認し、昭和四五年には近畿財務局の常元武志及び被控訴人岡本喜代子らは右図面を基に右境界を現地で確認したものであり、これらの事実によれば、遅くとも昭和四五年には大蔵省と被控訴人ら及び森脇は黙示的に一一二番と一一一番の一ないし八の土地との境界は右図面に基づき一一〇番一ないし八の南端の東西線から北へ三・三六間（六・一一メートル）のところの東西線とする合意をしたといえる。

甲番地の土地の所有者Ａと隣地の乙番地の土地の所有者Ｂとが右両土地の境界線を合意した場合，特別の事情のない限り、右合意は右境界線をもつて各所有土地の所有権の限界線と定めたものであり、合意による境界線と真実の境界線とが合致しないときは、両境界線にはさまれた土地の所有権を一方から他方へ譲渡する合意をしたものと解するのが相当である。

本件において、特別の事情は認められないから、右合意により被控訴人及び森脇は本件係争地一の土地の所有権を取得した（なお、大蔵省は昭和四六年一〇月二三日控訴人に一一〇、一一一番各六の土地を売却したが、本件係争地一の土地は売却していないから、控訴人が一一〇、一一一番各六の土地の所有権取得登記を経由していても、被控訴人らとの間で本件係争地一の土地取得に関し対抗力の問題を生じない。）。

（小西勝　大須賀欣一　吉岡浩）

(3) 東京高判

隣接土地の所有者間で各自の所有地の範囲を定める合意をした場合において両土地の境界に誤解があったときと右合意の要素の錯誤

【文献番号】　２７８０４５３３
【文献種別】　判決／東京高等裁判所（上告審）
【裁判年月日】昭和６１年１２月２２日
【事件番号】　昭和６０年（ツ）第５３号
【事件名】　土地所有権確認請求上告事件
【判示事項】　〔東京高等裁判所（民事）判決時報〕
隣接土地の所有者間で各自の所有地の範囲を定める合意をした場合において両土地の境界に誤解があったときと右合意の要素の錯誤
【裁判結果】　破棄差戻
【裁判官】　小堀勇　時岡泰　宇佐見隆男
【掲載文献】
【参照法令】　民法６９６条
【備考】　控訴審　昭和６０年４月１２日横浜地裁昭和５６年（レ）第５０号

《全 文》

【文献番号】２７８０４５３３

土地所有権確認請求上告事件
東京高裁　昭和六〇（ツ）第五三号
昭和六一・一二・二二第一民事部判決
上告人　前田和男
被上告人　介川義孝
二　原審は、以上の事実関係に基づき本件一一一の土地と本件一〇八の土地の境界及び右各土地の範囲は、石橋、生津が作成した地積測量図を基本として確定されるべきであり，秋元作成の測量図は的確な資料ではないから、ブロック塀設置時点に被上告人と上告人との間でされた本件一一一の土地と本件一〇八の土地の所有土地の範囲を定める旨の合意は、その線を真実の境界線と誤解していたものであり、土地の境界につきかかる誤解に基づきされた所有土地の範囲に関する合意は、要素に錯誤があるものとして無効である、と判示している。
三　しかしながら、土地の境界を合意し又は土地の境界を基準として所有土地の範囲を合意した場合においても、右の合意は所有土地の範囲のみを定めるものであって、境界自体を設定変更する効力はないのであるから、後の裁判で境界線が別に確定されることはありうるけれども、この場合、後の境界確定により右の合意が当然に影響を受けるものと解するのは相当ではない。

右のような合意においては、それが和解契約でない場合でも、当事者は、特段の事情のない限り、後に客観的境界自体が何らかの経過で判明したときに合意が覆えされるとは予定せず、ただ現地について自己の所有権の範囲を画し、これを確定する目的であるとするのが当事者の意思に合致すると考えられる。したがって、所有土地の範囲についての合意に要素の錯誤があるというには、単に結果的に境界線につき誤解があったという一事では足りず、所有土地の範囲が客観的境界線のみに依拠して定められ、すなわち境界線が後日別に確定したときは所有土地の範囲にも変動を及ぼすことが合意の内容とされているなど特段の事由の存在が必要というべきである。

これを本件についてみるに、前記のとおり、被上告人と上告人は合意のうえブロック塀まで設置しているのであるから、前記の事実関係から、直ちに所有土地の範囲の合意に要素の錯誤があるとした原判決には、当事者の意思の解釈及び錯誤の成否につき審理不尽、理由不備の違法がある〈。〉

（小堀・時岡・宇佐見）

(4) 高知地裁判例

土地所有権確認等請求事件

【文献番号】 ２８０１０７９５
【文献種別】 判決／高知地方裁判所（第一審）
【裁判年月日】 平成　７年　５月２２日
【事件番号】 平成３年（ワ）第２８８号
【事件名】 土地所有権確認等請求事件
【事案の概要】 被告市が市道の一部として占有している本件市道敷について，原告が主位的にはもともと原告所有の土地であった，予備的に官民有地境界協定の合意により所有権を取得したとして，所有権の確認及び土地明渡しを求めた事案において，本件市道敷はもともと磯であり，潮の状態次第では，完全に水没するものであるから，海の一部として私人の所有権の対象とはならず主位的請求は認められず，官民有地境界協定の合意は手続面・内容面ともに問題があり無効であるとして，請求を棄却した事例。
【要旨】 〔ＴＫＣ〕

１．もともと砂礫や岩礁等が混在するいわゆる磯であり、満潮時に海面下に没する状態にあった土地が、その後、地元関係者らの協議により埋め立てられて遊歩道が設置され、更に市道として道路供用の開始がされた場合、この市道敷は海の一部として、国の直接の公法的支配管理に服し、およそ私人の所有権の客体たる土地に当たらない。

２．もともと砂礫や岩礁等が混在するいわゆる磯であり、満潮時に海面下に没する状態にあった土地が、埋め立てられて市道敷に形成された後に、県土木事務所長と隣接地所有者と境界合意がなされたが、境界合意に手続上必要な、協定図・境界確定協議書も作成されず、また隣接地所有者に対する立会い期日等の通知もなされず、また内容的にもおよそ私人の所有権の客体たる土地とは認められない海上に官民有地の境界線を設定したものであって、法律上実現不可能な内容を目的としている場合、この境界合意は、手続的にも内容的にも無効である（隣接地所有者の境界合意を根拠にする市道敷の所有権取得は認められない）。

【裁判結果】 棄却
【上訴等】 控訴
【裁判官】 杉田宗久

【掲載文献】 判例時報１５６６号１１９頁
【参照法令】 民法８６条
民法２０６条
国有財産法３１条の３

《全 文》

【文献番号】２８０１０７９５

土地所有権確認等請求事件
高知地裁平三（ワ）二八八号
平７・５・２２判決
原告　甲野太郎
右訴訟代理人弁護士　山原和生
被告　土佐市
右代表者市長　五藤一成
右訴訟代理人弁護士　藤原充子　小泉武嗣

主　　文

一　原告の請求をいずれも棄却する。
二　訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

原告の請求
１　原告が、別紙第一物件目録（１）の土地につき、所有権を有することを確認する。
２　被告は、原告に対し、右土地を明け渡せ。
事案の概要と争点
（以下、〔〕内は当該事実の認定に供した証拠の表示である。）
一　前提事実（争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実）
１　原告は、昭和五八年一月から、別紙第一物件目録（２）（３）の各土地（以下、同目録（２）の土地を「（２）土地」と、同目録（３）の土地を「（３）土地」と、右各土地を総じて「原告土地」という。）を所有している。
２　被告は、別紙第一物件目録（１）の土地（以下「本件市道敷」という。）を市道井尻ナベウド線の一部として占有している〔争いがない〕。
３　別紙第三のとおり、昭和五八年三月三一日付け「官民有地境界協定申請書」（原告の代理人甲野松夫〔以下「松夫」という。〕が高知県知事に宛て、（２）土地と公有水面〔海面〕・荷揚場との境界確定協議を申請する旨の内容）、及び、同申請書に添付された同日付け「同意書」（別紙第一物件目録（４）の土地・海面所有者伊野土木事務所長と（２）土地所有者松夫とが、共に、右各土地と公有水面等との境界を同別紙図面〔同図面Ａ点とＢ点とを直線で結んだ線〕のとおり定めることに異存ない旨の内容）が存在している（以下、右各書面を「本件境界合意書等」と、同書面に記載の合意を「本件境界合意」と、右合意に基づく境界線〔同図面中のＡＢ線〕を「合意境界線」という。）〔争いがない〕。

二　原告請求の要旨

以上の事実関係の下で、原告は、（１）本件市道敷はもともと原告土地の一部であった（主位的主張）、（２）仮にそうでなかったとしても、原告は、本件境界合意により、高知県から本件市道敷の所有権を取得した（予備的主張）と主張して、被告に対し、原告が本件市道敷を所有していることの確認とともに本件市道敷の明渡しを求めた。

三　争点

１　本件市道敷は、本件境界合意前から、原告土地の一部であったか？

〔原告の主張〕

本件市道敷は、もともと原告土地の一部であった。高知県知事が本件境界合意書等中で原告主張に沿う合意境界線を認めているのは、何よりの証左である。

〔被告の主張〕

本件市道敷は、もともと砂礫、岩礁その他これらに類する自然状態において一般公衆の自由使用に公開され、自然の形体自体からみて海浜の形体をなし、実際にも地元住民により海浜として共同利用されていたものであり、当然に自然公物たる公共用国有財産であった。その後、本件市道敷は、昭和四八年～五二年ころ地元関係者らの協議により埋め立てられて遊歩道が設置され、更に被告の市道として認定され、道路供用の開始がされた（国から被告に対し、無償貸付又は黙示の譲与がされたものと考えられる。）。

したがって、本件市道敷は原告土地の一部ではなく、国有地又は土佐市の市有地である。

２　原告は、本件境界合意により本件市道敷の所有権を取得したか？

〔原告の主張〕

一般に、境界協定は、これによって確定された境界が公法上の境界と異なる場合には、その異なった部分の所有権を相手方に譲渡する合意を含んでいる。したがって、仮に本件市道敷がもともと原告土地の一部でなかったとしても、本件境界合意により、原告は高知県から本件市道敷の所有権を譲渡された。

〔被告の主張〕

（一）境界確定協議の不存在又は手続的無効

（１）国有財産法三一条の三は、国有地と民有地との境界確定は各省各庁の長と隣接地の所有者との協議により行われるべき旨規定されているところ、本件のような漁港区域の海浜地は農林水産大臣の所管にかかり、農林水産大臣から県知事に機関委任事務として管理が委ねられているものであるから、境界確定協議は高知県知事との間で行われなければならない（以下、国有財産法三一条の三所定の官民有地間の境界確定の手続を、単に「境界確定協議」と表示することとする。）。

しかし、本件境界合意書等には、海面の土地所有者として伊野土木事務所長が境界確定に同意する旨の記載のみ存し、県知事の意思表示は何ら記載されておらず、高知県土木事務所処理規定三条一七号によれば、国所有の公共物の境界についての協議は土木事務所長の権限に属さないのであるから、結局、本件境界合意書等によっても、有効な境界確定協議は成立したとはいえない。

（２）高知県が境界確定協議の処理の適正化のため定めた内規である「官民有地境界協定事務取扱要領」によれば、本件境界合意書等は、境界確定協議としては未だ不完全なものに過ぎない。

（３）加えて、本件境界合意書等中に立会人として記載されている高橋章と松本義紀は、当時伊野土木事務所の職員ではあっても技術者であって、官民境界確定に関し何ら権限を有しておらず，また、本件境界合意は、被告や地権者の立会いもなく行われたものであるから、これらの点からしても、本件境界合意は無効である。

（二）内容的無効・錯誤無効

満潮時に水没する土地や公有水面上については私権は存在しない。但し、私有の陸地が自然現象により海没した場合には、条件いかんで私権が存続することもありうるが、合意境界線付近の土地は海没したものではないから、結局、本件境界合意は私権の設定できない部分に境界線を設定したことになり、不能を目的とする意思表示であるから当然に無効であるし、また少なくとも、法律行為の重要な要素について錯誤があるから無効である。

〔被告の主張に対する原告の反論〕

（一）被告の主張（一）について

確かに境界確定協議は伊野土木事務所長の権限に属さないが、本件境界合意は、国有財産管理者側が能動的に行う右境界確定協議とは異なり、伊野土木事務所長が専決しうる受動的な境界確認の類型であるから、本件境界合意は権限ある者によって行われたものであって有効である。

（二）被告の主張（二）について

合意境界線付近の土地が南海大地震によって海没した事実は本件境界合意書等に記載されているとおりであって高知県も認めているところである。また、この部分は干潮時に地盤が露出するか、少なくとも浅瀬であって、人による支配利用が可能であり、かつ、他の海面と区別しての認識も可能であるから、全部又はほとんどが所有権の客体になり得るものである。

また、仮に合意境界線付近が海であって所有権の客体たり得ないとしても、本件市道敷が海でないことは明らかであって、本件境界合意は海の部分について無効であるに止まり、本件市道敷について原告の所有権を認めた部分は完全に有効である。

争点に対する判断

一　争点１（本件市道敷は、本件境界合意前から、原告土地の一部であったか）について

１　本件市道敷の変遷過程

《証拠略》、ことに証人上野・有藤の両名は、いずれも長年にわたり本件係争地のごく近隣に居住し、本件市道敷の変遷をつぶさに目撃してきた者であって、その証言内容・態度に照らしても、その信用性は極めて高度であることから、上野・有藤証言に重点を置いて前掲各証拠を総合検討すると、本件市道敷の変遷過程について以下の各事実を認めることができる。

（一）本件市道敷は、戦前・戦後を通じ昭和三〇年代ころまでは、砂礫や岩礁等が混在するいわゆる磯であった。この磯は干潮時には姿を見せるものの、潮の状態いかんでは（具体的には、大潮の折りなど）満潮時には完全に海面下に没する状態であった（山際まで潮が来ていた。）ため、前記上野、有藤ら宇津賀地区（本件係争地のすぐ南側に所在している。）に居住する人達は、北東の井尻地区に赴く場合には、干潮時を選んで本件市道敷の磯の上を歩いて小宇津賀鼻を回るか、やむを得ず満潮時に赴く場合には、本件市道敷は潮が満ちて海面下に没していたため、船で海上を渡るか、本件市道敷沿いにうさぎ道程度の山裾を山の木を掴みながら歩くか、それとも山向こうの小向地区まで急峻な山道を歩いて山（現在原告が所有している（２）土地）を越えるかしか方法がなかった。

（二）本件市道敷付近は戦前から右のような状態であったことから、戦時中は、海軍の魚雷艇が満潮の折りに本件市道敷の東側山腹まで航行して来、同艇が自ら掘り出した土を運搬するなどして、その山肌に魚雷を格納するための防空濠を構築したりした（当裁判所が平成四年一二月一六日実施した現地検証の際にも、別紙第二鑑定図〔以下「鑑定図」という。〕中の「濠」及び「崩壊した濠」と記載された部分に、防空濠の跡と認められるものが未だ残っていた。）が、この防空濠に格納された魚雷は終戦後進駐軍によって鑑定図６６点、６７点付近で爆破されたため、本件市道敷の東側の山腹が一部崩壊して平地になったりもした（鑑定図６６点、６７点東側の平地部分）。

（三）しかし、やがて昭和三〇年代に入ると、地元の人達もこのような生活上の不便に耐えかね、本件市道敷付近に石を置くなどして磯を通行し易くするようになり（但し、潮の状態いかんでは海面下に没する状態ではあった。）、昭和三五年ころからは被告が失業対策事業として本件市道敷付近に簡易な道（幅一メートル位、自転車が通れる程度の道で、満潮時にも海面下に没することのないもの）を造った上、更に昭和四九年から昭和五二年にかけては、被告の都市計画課が本件市道敷付近を幅約一・八メートル位の遊歩道として一層整備し（植石工法というコンクリート舗装に石を埋め込む方法により、既設の石積をコンクリートで嵩上げし、山際は均すようにして道を作った。）、その後更に被告は右遊歩道をアスファルト舗装して道幅二メートル程度に拡幅の上、今日の本件市道敷の形状を造成するに至った。

以上のとおり、本件市道敷は、磯が埋め立てられ海側に道を広げられることにより形成されていったものであり、道を作るために山の斜面が削られるようなことはなかった。

（四）そして、被告は、（１）昭和五二年三月一九日に、井尻ナベウド線（起点宮崎、終点ナベウド）を市道に認定し、（２）同年一二月二一日には、右路線を廃止すると同時に、宇津賀を起点としナベウドを終点とする宇津賀ナベウド線（延長三六〇メートル）を、東宇津賀を起点としナベウドを終点とする宇津賀ナベウド線（延長一五三〇メートル）に市道変更し、（３）昭和五七年一一月一〇日には、右宇津賀ナベウド線を、改めて土佐市宇佐町井尻字日和山三二七番地先を起点とし同町宇佐字ナベウド二八四六番一地先を終点とする市道（延長二五〇〇メートル）として認定すると同時に、その市道区域を敷地の幅員二メートル、延長二五〇〇メートルと決定し、市道として供用を開始した。これにより、本件市道敷は、昭和五七年一一月一〇日右宇津賀ナベウド線の一部として市道認定されるとともに供用が開始されるに至った。（４）なお、その後被告は、昭和六〇年九月三〇日に従前の道路現況台帳を新たな新道路台帳に調整（改訂）したことに伴い、昭和六一年一〇月一三日、右宇津賀ナベウド線を廃止すると同時に、右市道路線と起点・終点・延長をほぼ同じくする井尻ナベウド線（起点一土佐市宇佐町井尻字日和山三二七番地先、終点一同町宇佐字ナベウド二八四七番地先、延長二四九六・九二メートル）を改めて市道認定し、翌一四日には道路区域決定をするとともに供用を開始するに至った。したがって、現在、本件市道敷は、右市道井尻ナベウド線の一部を構成しているが、実質的には昭和五七年一一月一〇日に市道認定され供用が開始されているものである。

以上の事実を認めることができる（なお、原告本人と証人丙川竹夫は右認定に反する供述をしているが、両名とも地元の者ではなく本件市道敷の変遷過程をどの程度現認していたのか多くの疑問がある上、特に原告本人の供述は、曖昧で一貫していない部分や不自然・不合理な部分が多い上、客観的証拠と符合しない点や原告側証人である丙川竹夫の証言とすら食い違う点も少なくないのであって、いずれの供述も信用することができない。また、本件境界合意書等〔甲三号証〕中には、原告土地と海との境界線は合意境界線と定めることに異存がない旨の伊野土木事務所長名義の同意書が添付されているが、右同意書は後述のとおり極めて特異な経過の中で作成されるに至ったものであって、もとより土木事務所の周到な現地調査に基づいて作成されたものとは到底言えず、したがって前記認定のような本件市道敷の歴史的変遷を踏まえたものとも認められないから、右同意書の存在は前記認定を何ら左右するものではない。）。

２　海の法的性質と本件市道敷の帰属

（一）ところで、私人の所有権の客体となる物は、人が社会生活において独占的・排他的に支配し利用できるものであることを要するところ、海（海水とその敷地〔海床〕とをもって構成される統一体であって、海水の表面が最高高潮面に達した時の水際線をもって陸地から区別されているもの）は、古来より自然の状態のままで一般公衆の共同使用に供されてきたところのいわゆる公共用物であって、本来、国の直接の公法的支配管理に服し、

特定人による排他的支配の許されないものであるから、現行法が、特に、海について海水に覆われたままの状態で一定範囲を区画しこれを私人の所有に帰属させるという制度を採用していない以上、（１）民法施行当時、特定の者が海の一定区画について排他的総括支配権を取得していた場合や、（２）所有の陸地が自然現象により海没した場合において、当該海没地が、なお人による支配利用が可能であり、かつ、他の海面と区別しての認識が可能である場合を除いては、海はおよそ私人の所有権の客体たる土地に当たらないというべきである（最高裁昭和六一年一二月一六日第三小法廷判決・民集四〇巻七号一二三六頁参照）。

（二）このような見地から本件市道敷の帰属について検討するに、前１において認定・判断した事実によれば、本件市道敷は地元の人たちや被告によって埋め立てられ道の体裁を形成する以前は、いわゆる磯であったのであり、潮の状態いかんでは（具体的には、大潮の折りなど）満潮時には完全に海面下に没する状態であったというのであるから、前（一）の（１）（２）に記載の例外的事情が認められない限りは、海の一部として、国の直接の公法的支配管理に服し、およそ私人の所有権の客体たる土地に当たらないものであったと認めざるを得ず、したがって、原告土地の一部を構成しないものと言わざるを得ない。

（三）そこで、右例外的事情の存否について検討すると、前記（１）の事情については何ら主張・立証がないが、原告は、前記（２）の事情の存在を主張し、本件市道敷からその西側、合意境界線付近までの現在海面に覆われている土地はもと陸地であったが南海大地震により沈下し海没した旨主張している。

確かに、（ａ）本件境界合意書等〔甲三号証〕中には、協定を必要とする理由として「南海地震による地盤沈下に起因し、民地が海没した為、官民境界が不明確であるため」と記載されており、また、（ｂ）高知県副知事廣木三郎編『南海大地震誌』（昭和二四年一二月二一日発行）中にも、昭和二一年一二月二一日午前四時に発生した南海大地震により、新宇佐町の築港岸壁天端下では〇・六三メートル沈下し、また須崎市多ノ郷でも局地的に一・二メートル位沈下した旨の記述が存しており、あたかも右原告の主張に沿うかのごとくである。

しかしながら、（ｃ）改めて前記『南海大地震誌』の別の項目を見ると、「高知市の測候所付近では五〇センチメートル位沈下したことになるものの、高知付近の地盤が一般的に沈下したかどうかは甚だ疑問で、単に沖積層と埋立地だけかも知れない。」「須崎市多ノ郷においても山から直ちに海になる絶壁の所で沈下したかどうかは不明である。」「南海大地震により各地で地盤の変動が起こり、沖積層や埋立地は所々で沈下したが、これらの明らかに局部的なものは除き、広範囲にわたったものを総括的に観ると、四国南部では降起している。」旨の記述も存しているのであって、地理的に比較的近い新宇佐町の築港岸壁等で沈下しているからと言って、直ちに本件市道敷付近でも沈下が起こったとは限らず、逆に隆起している可能性も否定できないこと、（ｄ）南海大地震当時、現に宇津賀やその近辺に居住していた人達の供述を見ると、前記上野熊芳、有藤直喜〔なお、同女自身は昭和二七年に宇津賀に嫁に来て初めて同所に居住するようになったが、同女の夫は大地震当時宇津賀に居住していたものであり、同女は夫の言葉として地震による地盤沈下が無かったと述べている。〕、元高校教員・市会議員の植田穂、元被告職員の奥田清志はいずれも、本件市道敷付近が南海大地震により沈下して海没したことを否定していること、（ｅ）前（ａ）記載の本件境界合意書等中の記載は、後述するような本件境界合意書等作成に至る特異な成り行きから、いわば辻褄合わせとして記載されたものに過ぎないものであって、伊野土木事務所において真に調査した上で記載されたものではないことなどの事情を併せ考えると、前記（ａ）（ｂ）の事実のみから前記（２）の例外的事情を認めることはできないばかりか、むしろ右（ｃ）（ｄ）の事実に鑑みると、南海大地震の際にも本件市道敷付近は陸地の海没を来すような明らかな地盤沈下は発生しなかったものと認めることができる。

３　小括

以上によれば、本件市道敷はもともと原告土地の一部を構成していなかったものと認められ、この点に関する原告の主張は理由がない。

（なお、付言するに、公有水面を埋め立てて造成された本件市道敷がいずれの所有に帰したかは一個の問題である。前記認定事実によれば、本件市道敷は被告の埋立てにより造成されたものと認められるが、本件全証拠を通覧しても、被告が右埋立てにつき公有水面埋立法に基づき高知県知事から埋立ての免許及び竣功認可を受けた形跡は認められないから、本件はいわゆる無願埋立てに当たると解さざるを得ない。公有水面を埋め立てるために投入された土砂は、その投入によって直ちに公有水面の地盤に附合して国の所有となるものではないが〔最高裁昭和五七年六月一七日第一小法廷判決・民集三六巻五号八二四頁参照〕、本件の場合は、ａ・《証拠略》によれば、高知県は、昭和五三年七月一四日、公有水面埋立法に基づき、本件市道敷の更に海側（西側一鑑定図中の「荷揚場」と記載された部分）を埋め立て、荷揚場を造成したことが認められるが、これは本件市道敷の存在を前提としての行為であるから、黙示的に右無願埋立ての追認（昭和四八年法律第八四号による改正前の公有水面埋立法三六条二項）がなされたものとも解し得るし、また、ｂ．本件市道敷が昭和三〇年ころから公衆用道路として公共的な用途に用いられて来たことに鑑みると、暗黙裡に、右埋立地を国が普通財産に組み入れ、これを土佐市に対し譲与又は無償貸付したものと解し得ないでもなく〔平成七年一月二三日付け被告準備書面添付の参考資料（二）等〕、本件市道敷が被告又は国の所有に属することは明らかであると思われる。いずれにせよ、本件市道敷がもともと原告土地の一部を構成していなかったことは前述のとおりであるから、本件市道敷が原告以外のいずれの所有に帰したかは、本訴の帰趨を左右する問題ではない。）。

二　争点２（原告は、本件境界合意により本件市道敷の所有権を取得したか）について

１　具体的問題点

確かに、原告指摘のとおり、一般的に、相隣接する土地の所有者が両土地の境界線を定める合意をした場合には、特別の事情のない限り、右合意は右境界線をもって各所有土地の所有権の限界線を定めたものであり、合意による境界線と真実の境界線とが合致しないときは、両境界線にはさまれた土地の所有権を一方から他方へ譲渡する暗黙の合意をしたものと解するのが相当であろう（大阪高裁昭和三八年一一月二九日判決・下民集一四巻一二号二三五〇頁、大阪高裁昭和五七年二月九日判決・判タ四七〇号一三六頁等参照）。そして、国有財産法三一条の三所定の境界確定協議は、財産所有者としての国と隣接地所有者との間において国有地とその隣接地との所有権の範囲を定める契約であって、その法的性質は一般の境界契約と異なるものではないから（大阪高裁昭和六〇年三月二九日判決・判タ五六〇号二〇五頁等参照）、先の理は、権限ある当事者間において適法・有効な境界確定協議が成立した場合にも妥当するものと解することができる。

そうすると、本件においても、本件境界合意により右のような適法・有効な境界確定協議が成立したものと認めることができ、かつ、本件境界合意について所有権譲渡の含意を否定すべき特別の事情が存在しないのであれば、前記のとおり本件市道敷についてはもともと原告土地の一部ではなかったという事実を前提としても、境界確定協議の成立によって、その所有権が新たに原告に譲渡されたと解し得る余地も成り立つところである。

そこで、問題は、本件境界合意によって適法・有効な境界確定協議が成立したと認めることはできるのか、そしてまた、所有権譲渡の含意を否定すべき特別の事情が存在しないのかということになる（なお、原告は、本件境界合意書等は境界確定協議とは別個の手続であって、「申請者（隣地所有者）と都道府県土木事務所との間で境界についての確認書を有効に交わし得る場合である」などと主張しているが、国有財産法は、国有地と民有地との境界を確定する行政的手続としては、右境界確定協議のほか、同法三一条の四及び五において境界決定の手続を定めているのみであって、原告主張のような特異な手続は何ら規

定しておらず、右国有財産法の趣旨や現実の必要性からしても、境界確定協議のほか、原告主張のような特異な境界協議の手続を許容する余地は全くないから、原告の右主張は独自の見解にすぎず〔原告がその主張の根拠として引用する甲一七号証についても、前後の記述を含めて子細にこれを読めば、何ら原告主張のような説を唱えるものでないことは明白である。〕、到底採用することができない。よって、以下においては、原告は本件境界合意により境界確定協議が成立したことを主張するものと善解して、判断を行うこととする。)。

２　本件境界合意の有効性等

そこで、関係証拠に照らし、本件境界合意の有効性等について検討を加えると、以下に詳述するとおり、手続的観点からしても、また、内容的に見ても本件境界合意は無効であると解さざるを得ず、仮に右の各点をさて置いたとしても、本件境界合意書等作成に至る経緯からして、本件境界合意は所有権譲渡の含意を否定すべき特別の事情が存在すると言わざるを得ない。

（一）手続上の問題点

（１）境界確定協議の不成立

高知県においては、境界確定協議を行う際の事務処理の適正を期するため、昭和四五年四月に「官民有地境界協定事務取扱要領」（以下「高知県要領」という。）が定められている。これによれば、民有地所有者が高知県土木部所管の公共用地との境界確定協議を求める場合には、高知県要領の定める「官民有地境界協定申請書（様式第１号)」（甲三号証冒頭の申請書は、これに必要事項が記入されたもの）に、必要書類（この中に、申請者の主張する境界についての隣接土地所有者の同意書が含まれているところ、甲三号証中の同意書は、高知県要領の定める「同意書（様式第２号)」に必要事項が記入されたものである。）を添付の上、土木事務所等に提出してその申請を行うこととし、これを受理した土木事務所長等は、事実関係の調査を行った後、調査結果について意見を付して高知県土木部長に進達するものとされている。そして、調査の結果、境界についての協議が成立し、境界線の決定があった場合には、協定図を作成し、別紙第四のような「境界確定協議書（様式第５号)」に双方調印のうえそれぞれ一部を保有するものとされている（永久保存である。)。

ところが、本件境界合意書等〔甲三号証〕をみると、確かに高知県要領に沿って「官民有地境界協定申請書」「同意書」は作成されてはいるものの、「境界確定協議書」については作成に至っていない（この点は、伊野土木事務所の部内資料である乙九号各証を見ても明らかである一これに対し、(３）土地の西に隣接する土佐市宇佐町井ノ尻字宇津賀山三四九番四の土地については境界確定協議書が作成されており、乙九号各証を乙八号各証と対比すると、本件境界合意における手続の不完全さは明瞭である。)。もとより境界確定協議自体は要式行為ではない（したがって、境界確定の効力は協議の成立によって直ちに生ずる。）が、国有財産法三一条の三第三項、同法施行細則第一条の四は、境界確定協議が成立した場合には、各省各庁の長及び隣接地所有者は、境界確定協議書（右施行細則第一条の四所定の事項が記載され、各省各庁の長及び隣接地所有者の記名押印の存するもの）を作成しなければならないものと規定し、その具体化として、高知県要領は別紙第四のような「境界確定協議書（様式第５号)」を作成しなければならないと定めているのであるから、本件においても､真に原告と高知県知事との間で境界確定協議が成立していたのであれば、「官民有地境界協定申請書」や「同意書」のみならず、当然「境界確定協議書」についても原告と高知県（加えて伊野土木事務所一高知県要領第５ー２）の下に存していてしかるべきであり、裏を返せば、いずれもがこれを保有していないのは、結局、本件境界合意においては最終の協議成立にまで至らなかったからであると言わざるを得ない。

なお、この点に関連して、原告は、伊野土木事務所長は官民有地の境界確定協議を行う権限を有していたから、甲三号証の同意書に基づく本件境界合意によって既に境界確定協

議が成立しているかのごとき主張をしている。しかし、本件市道敷付近の海及び海浜地は漁港法の定める漁港区域に属しており、農林水産大臣の所管にかかるところ、境界確定協議に関しては、漁港法・同法施行令等により農林水産大臣から機関委任事務として都道府県知事が管理を委ねられているのであるから、境界確定協議につき権限を有しているのは、高知県知事であって伊野土木事務所長ではないことが明らかであり、右原告の主張は失当である。

（２）被告への立会通知の欠如

境界確定協議を行う場合には、隣接地の所有者に対し、国有財産法三一条の三第一項、同法施行令第一九条の四の規定に従い、立会い期日等の通知をしなければならず、これを欠いた境界確定協議は無効であると解される。ところで，前述のとおり、本件市道敷については、本件境界合意当時、既に被告の所有に帰していた可能性もかなり濃厚であり、前記認定のとおり、当時被告は本件市道敷を市道として認定しその供用を開始していたのであるから、（２）土地と海との境界確定協議を行う際には、被告への立会通知は不可欠であったと言わねばならないが、被告に対しては、全く立会通知はされていないし、また、何らかの形で手続に関与する機会が与えられた形跡もない。したがって、この点からしても、本件境界合意は無効である。

（二）内容上の問題点

（１）合意境界線は、鑑定図中の９９点と１２１点を直線で結んだ線に該当する〔検証・鑑定結果〕ところ、《証拠略》によれば、本件境界合意当時、そして現在においても、Ｂ点〔鑑定図１２１点〕に近接した部分を除く合意境界線の大部分は、満潮時のみならず干潮時においても海（公有水面）上にあり、大潮の満潮時等には、海水は、合意境界線のはるか東側、本件市道敷の直近にまで迫っていた（この点は乙一一号証の三等の写真に顕著である。なお、本件市道敷は嵩揚げされているから、台風時等を除いて、海水が本件市道敷を覆うことはなかった。）ことが認められる。

（２）ところで、前述（一２（一））のとおり、海は、極めて限られた例外的事情の存する場合を除いては、およそ私人の所有権の客体たる土地に当たらないと解されるが（前記昭和六一年最高裁判決参照）、合意境界線付近の海が、右例外的事情の存する場合に該当しないことは、既に認定・判断したとおりである。

そうすると、本件境界合意は、前二２（一）で述べたような手続上の問題点を全く度外視したとしても、およそ私人の所有権の客体たる土地とは認められない海上に官民有地の境界線を設定したものであって、法律上実現不可能な内容を目的としていると言わざるを得ず、この点からしても無効であることが明らかである。

（３）なお、この点に関し、原告は、仮に本件境界合意のうち海の部分が無効であったとしても、本件市道敷は陸地であることが明白であるから、本件境界合意のうちこの部分を原告に譲渡したとする部分はなお有効であるとして、いわゆる一部無効の理論の適用を主張している。

しかしながら、前二１において述べた境界契約に伴う所有権の相互譲渡の合意に関する一般論は、あくまでも、隣接土地所有者間において有効な境界契約が成立したことを前提とするものである。すなわち、これを境界契約当事者の意思に則して実質的に考えても、当事者としては、両土地間の境界がこれにより確定し紛争の抜本的解決が図られることを意図するからこそ、たとえ合意による境界線と真実の境界線との間に多少の差異を生じ、この間に挟まれた残余地が生じたとしても、それについては合意による境界線が現実的なものとなるよう互譲の精神で所有権を譲渡し合うことになるのであって、右のような合意による境界線の設定そのものが何らかの理由で無効である場合には、右のような残余地という観点を生ずる余地がなくなるばかりか、このような土地を譲渡し合う当事者の意思的基盤も失われるに至ると言わざるを得ないのである。したがって、本件のように、およそ

私人の所有権の客体たる土地とは認められない海の上に官民有地の境界線が合意されたことから、境界線に関する合意そのものが無効を来すような場合には、合意境界線と真実の境界線とにはさまれた土地の所有権を譲渡する旨の合意も一但し、後述のとおり、本件においては、そもそもこのような合意は存在しなかったものと認められるが、仮にあったとしても一共に無効を来すものと言わざるを得ないのであって、後者の合意のみを独立して有効と解すべき余地のないことは極めて明らかであると言うべきである。

（三）所有権譲渡の含意を否定すべき事情の存在

（１）本件境界合意書等作成に至る経緯

以上見たように、本件境界合意は、手続的にも内容的にも無効であると言わざるを得ないが、しからば、何故にかくも問題の多い本件境界合意書等〔甲三号証〕が作成されるに至ったのであろうか。《証拠略》、殊に、当時の伊野土木事務所の工務課長であって、本件境界合意書等にも立会人として記載されている高橋章の証言に重点を置いて前掲各証拠を総合検討すると、その作成に至る経緯について以下の事実を認めることができる（なお、証人甲野松夫は、以下の認定とは異なる証言をしているが、前述したような理由から到底信用することができない。）。

１　高知県は、昭和五七年後半から、前記荷揚場を南に延長するため、共進建設株式会社に請け負わせて海面下の土地を床堀する工事に着手し、現在の荷揚場の南側部分を床堀する工事を行っていたところ、昭和五八年一月に（２）（３）土地を買受けたばかりの原告やその父松夫が、突如、自分たちの土地を県が勝手に掘って何事かなどと伊野土木事務所の関係者に抗議するに至った。

２　そこで、伊野土木事務所の漁港班長松本義紀らが現地へ赴き、松夫ら立会いの上で、その主張を聞いたところ、松夫らは、鑑定図９９点と１２１点とを結んだ線の西側の海中に自分たちの管理していた石があるなどと強弁して、原告土地の範囲は、合意境界線よりも更に西側（海側）に大きく（真ん中付近で最大五メートル位）膨らんだ範囲内の土地であると強硬に主張した。そのため、伊野土木事務所の職員が低姿勢ながらも松夫の主張は不合理であると反論するなどして長時間の交渉となったが、その際、松夫や原告らは、マイクロフォンを設定したビデオでいちいち伊野土木事務所の職員らを撮影するなどしたほか、松夫は、非常に太い声で、低姿勢の職員らに威迫的に迫り、また、あえて話を前後混乱させるなどして職員たちに食ってかかったりもしたため、伊野土木事務所の職員らは終始威迫されたような雰囲気で、松夫らに対し十分な反論のできない有り様であった。

３　その後、伊野土木事務所の職員らは、地元漁協の組合長などに松夫らとの中に入ってもらったりもしたが、松夫らは全くその主張を曲げなかったことから、その後、伊野土木事務所の工務課長をしていた前記高橋も部下の要請に基づいて現地に赴き、松夫とともに船に乗って、松夫が境界石と主張する石を海中に見聞したり、同所に竹の杭やポールを立てるなどして、松夫と再度交渉を行った。しかし、相も変わらず、松夫らは、同じ要求を執拗に繰り返したため、高橋らも、業をにやして、原告に対し、南側の防潮堤は原告が（２）（３）土地を買う以前からあるが、その時点で他人の土地に防潮堤を作ったなどという紛争が生じたようなことはない、したがって防潮堤が原告土地の中に入っているとは言えない、せめて防潮堤が原告土地の境界内に入らないような形で話に応ぜよなどと強く反論するに至った。加えて、地元漁協の組合長においても、右高橋らに対し、合意境界線程度で話を収めよ、原告から埋立て申請が出ても漁協も被告も同意しないから永久にこのままであり、漁民も皆真の境界を知っているから、形の上で合意境界線から東側が原告土地であると認めても、実質的には原告の所有にはならず実害はないなどのアドバイスもされるに至った。

４　その際、高橋らは、仮に合意境界線の位置に境界線を設定すると、結果的に原告土地の間に市道が挟まれることになるので、市道管理者の被告に迷惑がかかるのではないかと

いうことについても一応検討の対象にはしたが、ろくに事実関係も調査しないまま、被告は原告が（2）（3）土地を買う以前から市道として供用を開始している、したがって被告は原告の前の地主と話を付けて敷地を買っているはずである、だから原告は文句があれば前の地主に言えばよいなどという安直な結論に達した。

5　このようないきさつから、原告らや伊野土木事務所の職員らも双方妥協して、合意境界線程度で話を収めることとし、結局、海の上に境界線を設定すること自体の有効性や本件市道敷の所有権の行方などについてはほとんど検討もされないまま、いわばその場凌ぎ的に、高橋証人の言葉によれば「甲野氏を黙らす線」として合意境界線を設定するに至った。

6　その後、伊野土木事務所内では、境界協定の理由を何にするかなど三か月間位も非常にもめた末、現に海没地であったような事実もないのに「南海地震による地盤沈下に起因し、民地が海没した為、官民境界が不明確であるため」などとまことしやかな理由を付け、最終的には、伊野土木事務所の管理担当班長らによって甲三号証が作成されるに至った。

7　なお、その後、原告は、更に主張をエスカレートさせ、荷揚場の一部にも原告土地が含まれていると主張し、伊野土木事務所もこの圧力に屈した結果、昭和五八年八月一日には、荷揚場のある（4）土地につき、錯誤を原因として地積を減少させる地積更正の登記手続が行われるに至った。

（2）本件境界合意書等の実態

以上の認定事実によれば、本件境界合意書等は、さしたる根拠もないまま海の一部が原告土地の一部を構成しているなど強弁して執拗かつ威迫的に伊野土木事務所の職員らに迫った原告やその父松夫らの勢いに屈した形で、伊野土木事務所の職員らがいわばその場凌ぎ的にその作成に応じたものにすぎないのであって、合意境界線自体何らの根拠もないことはもとより、双方当事者とも、仮に本件市道敷がもともと原告土地の一部でなかったとしてもこの本件境界合意により原告の所有に帰せしめようなどという意思を直に抱いていたとは到底考えられないところである。

したがって、前述のような本件境界合意書等の手続上・内容上の問題点を云々するまでもなく、本件においては、そもそも本件境界合意には所有権譲渡の含意を否定すべき特別の事情が存在するから、これにより本件市道敷が原告の所有に帰したものと解する余地は全くないと言うべきである。

3　小括

よって、争点2に関する原告の主張も失当である。

三　結論

以上によれば、原告の本訴請求はいずれも理由がないから、主文のとおり判決する。

（裁判官　杉田宗久）

別紙第一　物件目録《略》

別紙第二・第三《略》

図面《略》